

駐留軍用地使用裁決申請等事件

- ・ 那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る審理（第7回）
- ・ キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧に係る審理（第6回）
- ・ 伊江島補助飛行場に係る審理（第5回）
- ・ 嘉手納飛行場に係る審理（第4回）

審理記録

日時：平成23年1月25日（火）
午後1時15分～4時3分

場所：沖縄市民会館 中ホール

駐留軍用地使用裁決申請等事件に係る第7回公開審理

日時 平成23年1月25日(火)

午後1時15分～4時3分

場所 沖縄市民会館中ホール

(午後1時15分 開会)

○當真会長 定刻となりましたので、これより沖縄防衛局長から平成21年3月27日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、嘉手納飛行場に係る第4回審理、同日、使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった伊江島補助飛行場に係る第5回審理、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧、以上6施設に係る第6回審理、並びに平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第7回審理を開催いたします。

まず、審理を行う収用委員を紹介します。

私は、会長の當真良明です。

会場の皆さんから向かって左側が兼島雅仁会長代理、仲程通良委員、宮城哲委員、右側が島袋秀勝会長代理、武田昌則委員です。

ここで、公開審理の運営について基本的な考えを述べさせていただきます。

収用委員会は、独立した準司法的な行政委員会として「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という土地収用法の基本理念の基に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

ここで、審理進行について何点かお願いがあります。

まず審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、定められた場所以外には立ち入らないでください。また、報道関係者以外の方の写真撮影及び録音はご遠慮ください。

入場時に「審理会場における注意事項」を配布しておりますので、ご覧ください。

審理がスムーズに進行できるように、皆様の協力をお願いいたします。

また、審理記録作成のために必要ですので、発言者はマイクを使用し、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名を、それから、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから発言してください。

本日の審理の進め方ですが、審理の促進のために、まず最初に、これまでに提出のあつ

た求釈明事項のうち、まだ釈明されていない事項について、それらすべてについて、まず私のほうで釈明事項を読み上げまして、起業者が回答するという形をとりたいと思います。その方法は一問一答方式で行いたいと思います。

起業者からの釈明が終了した後、釈明事項に対する関連質問や土地所有者からの意見陳述等を行いたいと思います。

途中、15分程度休息をはさみまして、午後4時に終了する予定であります。

それでは、求釈明に移りたいと思います。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今、会長から求釈明について、地主側から直接、施設局じゃなくて、会長自身が釈明を求めるといような進行の仕方がありました。これはこれまでかつて基本的にはありません。すべて地主側が釈明をして、それに答えるという形でこれまでは進行してきました。それなのにどうしてそういう従前の方法をせずに、そういう方法をとるのかどうなのか。審理促進ということだろうと思うのですが、それは基本的に公開審理の当事者主義に反すると思います。

会長に今申し上げましたように、偏らずに、これは基本は当事者主義ですから。それは当事者である地主側から求釈明をするのが当然だと思うのですが、いかがでしょうか。

○當真会長 今の仲山代理人のご質問ですが、この方式については、前回、行いました事前調整会議で、土地所有者、それから起業者、双方にご説明をいたしまして、基本的には出席していただいた土地所有者の代理人にも了解を得た上で行っております。それでその内容については、事前に、メール等で関係者に連絡して事前にそういうやり方でやりますということで了解を得ている次第です。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) わかりました。私、前回の事前協議に出張で出ていませんでしたので、そういう事情は分かりませんでした。失礼しました。みんなが了解しているんだったら構いません。

○當真会長 そうですね。私のほうで終わった後、関連で釈明を土地所有者の方からしていただくということになっておりますので、それから、その趣旨は議事録に文書として釈明事項、回答を残したいという趣旨でありますので、今回、きょうその後に関連質問をしていただくとともに、議事録を見ていただいて、その中でまた次回、釈明をしていただければというふうな趣旨であります。よろしいでしょうか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) はい。すみません、求釈明の前に少し収用委員会にお尋ねしたいことがあります。

○當真会長 はい。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 現地立ち入り調査の件についてです。

これまで収用委員会の皆さんの尽力によりまして、現地立ち入りことができました。それについては非常に感謝申し上げます。

ただ、私が今ここで申し上げたいのは、12月14日、牧港補給地区の立ち入りであります。地主の内間清子さんが私と一緒に立ち入りをいたしました。内間さんは牧港補給地区内に2筆の土地を所有しております。しかし、収用委員会が準備していたのは1筆の土地でした。ご本人のほうは収用委員会から提示をされた調査の対象物の土地よりも、むしろ自分は別の土地を見たいと。そこを見せてくれと言ったのですが、収用委員会のほうはそこは準備されていないということで、結局その立ち入りはできませんでした。それではそこについて立ち入りをさせていただけるかどうかということでお伺いしたら、検討するという話でした。それについてどうなっているのか。内間さんの基地立ち入りについて、もう一度していただけるのか、していただけないのか。

それと、最近聞いたのですが、ほかの、例えば嘉手納飛行場では同じ人が2筆、複数の筆を持っているというときには、それぞれ複数の土地の立ち会いがさせられたということを知っています。

しかし、では、どうして牧港補給地区の内間さんは、2筆の土地がありながら、なぜ1筆しか立入調査が認められなかったのかどうか。こちらのほうは1筆だったということ拒否いたしました。現地を見ましたが、2筆を見せてくれということで、1筆を見たということによって立入調査を済まされたら困るということで、立ち入りについて拒否いたしました。そういうことで、では検討するという話だったのですが、どうして内間さんだけ2筆あるのに1筆しか立ち入りが認められなかったのか、どうなのか。その理由を明らかにしていただきたい。それが1点。

内間さんについて立ち入りをしていただけるのかどうか。別に今回答えなければきょうの審理が終わるまで結構ですから、そのことを明らかにしていただきたいと思っております。以上です。

○當真会長 これは追って、また、回答いたしましょうね。

それでは、釈明のほうに入りたいと思います。

今回の釈明は、まず私が読み上げて、起業者に回答していただくということにいたしますが、釈明の順番は求釈明の申立書の日付の古い順に、申し立ての早い順に行いたいと思

います。

それでは、まず釈明の申立書のうち、まず2009年6月9日付けの求釈明の申立書の中から残っているものとして、第2、那覇港湾施設について、というところから始めたいと思います。

第2、那覇港湾施設について。

1、本施設の使用実態を明らかにされたい。

防衛局、どうぞ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部の管理部長の長嶺と申します。

2の1について回答したいと思います。

那覇港湾施設につきましては、港湾施設とする使用目的でアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されているものであり、現在、米陸軍第10地域支援群司令部管理の下、第835米陸軍輸送大隊等が、パース、倉庫、管理事務所等に使用しているものと承知しています。

○当真会長 それでは次いきます。

2、本施設の返還計画を明らかにされたい。

防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 平成18年5月に日米間で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において、那覇港湾施設については、浦添に建設される新たな施設(追加的な集積場を含む)に移設し、全面返還することが合意され、平成19年12月の合同委員会において、追加的な集積場を含む代替施設の位置及び形状等について合意されたところであります。

沖縄防衛局としましては、民港港湾計画との整合性を図りつつ、日米間で代替施設の整備内容について調整を行い、那覇港湾施設の移設、返還の実現に向けて取り組んでいるところでございますが、現時点においては、移設、返還時期についてお答えすることは困難でございます。

○当真会長 それでは次、3、本施設を返還するのに条件があれば、その条件を明らかにされたい。

○長嶺英光代理人(起業者側) 平成18年5月に日米間で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において、那覇港湾施設は、浦添に建設される新たな施設(追加的な集積場を含む)に移設の上、全面返還されることとされております。

平成19年12月の合同委員会においても、約49haの代替施設(追加的な集積場を含む)那覇港港湾計画浦添ふ頭地区への移設後、那覇港湾施設の全部が返還される旨合意されているところであります。

○**当真会長** 以上で2009年6月9日付けの求釈明の申立書の求釈明事項については、釈明が終了しております。

(「防衛局に確認したいんですけど。釈明事項について」と言う者あり)

ひとつお終ってから、時間がありますので、そのときにお願ひできますか。

(「港湾施設の関係でやりたいのですが」と言う者あり)

ひとつお終全部終ってからというふうに、今回はスケジュールがなっておりますので、そのときよろしくお願ひします。

それでは次の釈明の申立書ですが、2010年3月4日付けの求釈明の申立書に移りたいと思います。

この釈明事項は、第1の伊江島補助飛行場から第6の嘉手納飛行場まで、多数にわたりますので、これについて私のほうでまず釈明をして、防衛局に回答していただきたいと思ひます。

第1、伊江島補助飛行場について。

1、同施設の私有地の面積、契約拒否地の筆数、面積、契約拒否者数について、ということ。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 当該施設及び区域の面積は約802万㎡でございますが、このうち私有地の面積は約613万㎡でございます。さらにこの私有地のうち、合意によることができず、駐留軍用地特別措置法を適用いたしまして、使用している土地の筆数は84筆、これは9月の時点でございまして、筆数は約90筆、面積は22万8,996.63㎡、所有者は38名でございます。現在、3名、6筆については契約に移行しております。若干、面積の修正があります。以上でございます。

○**当真会長** それでは、2、同施設に依存する施設内容、建物、工作物の種類、数量についてです。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本裁決申請に係る土地につきましては、建物は存在しておりませんが、工作物として舗床がございます。なお、提供施設区域内におきましては、国有財産としては、建物では事務所建1棟、倉庫建1棟、工場建1棟、雑屋建2棟、計5棟であり、工作物は囲障、舗床、下水、電力線路、諸作業装置等がございます。

○**当真会長** それでは3、同施設の軍事訓練の内容頻度、特にパラシュート訓練、空対地射爆訓練、重量物投下訓練の実施状況についてということです。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 当該施設及び区域は、日米安保条約の目的達成のため、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供しているものであり、その使用主目的は、補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所とされております。

パラシュート降下訓練、空対地射爆訓練及び重量物投下訓練の実施状況につきましては、同飛行場の管理・運用はアメリカ合衆国が行っているため詳細については承知しておりません。

○**当真会長** それでは4、訓練で使用される弾薬の種類、数量制限についてであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 第2水域及び空域においては、2,000ポンドを超えないあらゆる航空機用の在来型訓練弾を使用する空対地射爆撃を行うとされているところでございます。

○**当真会長** それでは続いて5、同施設の使用目的、使用条件についてであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 当該施設及び区域の使用主目的及び使用条件は公表されておりますが、その使用主目的は補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所とされており、また、使用条件は2,000ポンドを超えないあらゆる航空機用の在来型訓練弾を使用する空対地射爆撃及び重量物投下を含むパラシュート訓練を行うとされているところでございます。

○**当真会長** それでは、続いて6、いわゆる黙認耕作地の分布状況、特に契約拒否地について、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本裁決申請に係る土地につきましては、空対地射爆撃場、短距離離着陸訓練場及びパラシュート降下訓練場用地として使用されているものでありますが、黙認耕作地として使用されているものはないものと承知しております。

○**当真会長** 続いて7、施設提供地内に住宅は存するか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本裁決申請に係る土地につきましては、住宅は存在しておりません。

なお、提供施設内に民間住宅が所在しているものと承知しておりますが、具体的な戸数については把握しているところではございません。

ただ、あえて申しますと、平成17年2月3日の公開審理におきまして、伊江島補助飛行場内には約140個の住宅が所在していることを回答しているところでございますが、その後の調査を行っていないことから具体的な戸数は承知していないということでございます。

○**当真会長** それでは8、第16回安保協議会の返還合意は取り消されたのか、ということとであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 第16回日米安全保障協議委員会において、当該施設及び区域につきましては、「移設措置とその実施に係る合意の成立後返還される施設・及び区域」とされているところでございます。この移設措置につきましては、現時点において具体的な見通しが得られているという状況ではないものと承知しているところでございます。

○**当真会長** 9、伊江村における基地被害の状況についてであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 土地所有者側の質問の内容につきましては、使用の裁決の申請にあたって提出することとされております裁決申請書及びその添付書類、並びに明渡裁決の申し立てにあたって提出することとされている明渡裁決の申立書及びこれとともに提出することとされている書類に記すべき内容とはかかわりがない事項であり、また、収用委員会が権利取得裁決及び明渡裁決において裁決しなければならないとされている事項のいずれにも該当しないものであることから、審理に馴染まないものと考えております。

なお、当局といたしましては、米軍の活動等において地域住民等に人的及び物的被害を及ぼすような事件、事故があつてはならないものと考えておりまして、平素から米軍に対し、隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図る等、その防止について実行ある措置を講ずるような様々なレベルから申し入れを行っているところでございます。

また、米軍においてもこれらの要望等を踏まえて、安全管理の徹底に配慮しているものと承知しているところでございます。

○**当真会長** 続いて10、演習訓練に参加している部隊はどこに派遣されているか、ということとあります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 米軍の運用のこととございまして、当局はその詳細については承知していないところでございます。

○**当真会長** 続きまして、第2、嘉手納弾薬庫についての求釈明事項であります。

1、同施設に存在する建物、工作物の種類、数量についてということとあります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本裁決申請に係る土地につきましては、建物及び工作物は存在しておりません。

なお、当該施設及び区域内の国有財産は、建物では事務所建4棟、住宅建47棟、倉庫建20棟、工場建4棟、雑屋建20棟、計95棟であり、工作物は囲障、舗床、水道、下水、照明装置、消火装置、橋梁、電力線等であります。

○**当真会長** 続いて2、同施設にあるとされるレクリエーション施設はどのような施設か、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本裁決申請に係る土地につきましては、レクリエーション施設はございません。

なお、嘉手納弾薬庫に所在するレクリエーション施設は、プール、ローラースケート場、テニスコート、ソフトボール場、ゴルフ場等があると承知しております。

○**当真会長** 続いて3、同施設の使用条件、使用目的について、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 当該施設及び区域内の使用主目的及び使用条件につきましては、公表されているところでございますが、使用主目的は弾薬庫とされているところでございます。

また、使用条件は1回当たり50ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、共同爆発処理場として指定されている区域において行われるとされているところでございます。

○**当真会長** 4、同施設で、爆発物の処理が行われているのはいつからか。爆発物を処理することのできる法的根拠は何か、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 当該施設及び区域における爆発物の処理がいつから行われているかにつきましては、米側に確認したところ、記録は残されておらずわからないとのことでございます。

なお、同施設における爆発物処理につきましては、「1972年5月15日の沖縄の施設及び区域に関する日米合同委員会覚書」に基づき、弾薬及び爆発物の処理が行われる旨、合意されているところでございます。

○**当真会長** 5、同施設内の黙認耕作地の状況、特に契約拒否地についてということあります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本件裁決申請に係る土地につきましては、弾薬庫保安用地として使用され、この土地の位置、読谷村字比謝長佐久原553番地の土地において農作物としてサトウキビが栽培されていると承知しております。

その土地の位置につきましては、読谷村喜名公民館において土地等の調書及び図面を縦覧しているところでありますが、その概要は嘉手納弾薬庫地区全体の中では南西側部分に位置し、また、最寄りの国道58号から、東側約200mの位置に所在しております。

○**当真会長** 6、同施設で行われている防火訓練の実施状況についてということあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) このことにつきましては、米軍の運用のことであり、当局としてはその詳細について承知しておりません。

○当真会長 7、同施設存する爆薬の管理状況についてということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 大変恐縮ではございますが、米軍の運用のことでございまして、当局はその詳細について承知しておりません。

○当真会長 8、シルバーフラッグサイトと呼ばれる訓練の内容及び実施状況について、ということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) シルバーフラッグサイトとは、基地修復訓練を行う場所のことでございまして、基地修復訓練とは、飛行場、主に滑走路が災害または攻撃により損害を受けたことを想定し、その損害を偵察・査定し、運用可能な状態に滑走路を修復する訓練でありまして、平成22年度の実施状況は、9月21日現在、当局への通報回数が6回、訓練日数9日であります。

○当真会長 続きまして、第3、キャンプ・シールズについての釈明に移ります。

1、施設の使用目的、使用条件についてであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当該施設及び区域の使用主目的及び使用条件は公表されているところでございますが、使用主目的については、宿舎、管理事務所及び訓練場とされているところでございます。

使用条件につきましては、爆発物処理の1回当たりの最大爆発許容量は、1ポンド(約454グラム)とされているところでございます。

ただし、現在は爆発物処理場は所在しておりません。

○当真会長 続いて2、施設内の建物工作物の種類、数量についてということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本裁決申請に係る土地につきましては、倉庫敷地及び駐車場用地として使用されております。

なお、施設及び区域内の国有財産は、建物では事務所建6棟、住宅建91棟、倉庫建8棟、工場建3棟、雑屋建12棟、計120棟でございまして、工作物は囲障、舗床、水道、下水、照明装置、通信装置、電力線路、土留、諸作業装置等でございます。

○当真会長 続いて3、申請対象地の位置、形状についてということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本裁決申請に係る土地の位置及び形状につきましては、沖縄市軍用土地等地主会館において、土地等の調書及び図面を縦覧しているところでござ

いますが、その概要はキャンプ・シールズ全体の中では南西側部分に位置し、また、最寄りの県道26号線から北側約125mにありまして、南北に細長いほぼ四方形の平坦地でございます。

○**当真会長** 4、申請対象地上の工作物等の有無についてであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 先ほども申しましたけれども、本裁決申請に係る土地につきましては、倉庫敷地及び駐車場用地として使用されております。

○**当真会長** 5、施設内における爆発物を処理することが認められているか。ちょっと字句が不整合ですので、施設内において爆発物を処理することが認められているかという趣旨だと思われまますので、よろしくお願ひします。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** これも先ほども申しましたけれども、当該施設及び区域の使用条件において、爆発物処理場の1回当たりの最大爆発許容量は1ポンド(454グラム)とされておりますが、現在は爆発物処理場は存在しておりません。

○**当真会長** 6については、島袋善祐さんの質問であります(1)から(5)までありますので、私がまとめて読み上げますので、まとめてお答えください。

(1)私の土地はどこにあるか。

(2)私の土地はどんな形とされているのか。

(3)私の土地の地相はどんなものと思われるのか。

(4)植物にも地相があることを知っているか。

(5)私の土地の位置は、いつ、だれが、どのようにしてその位置、境界、大きさを決めたのか。以上です。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** まず(1)につきまして、沖縄市知花曲茶原2291番の土地の位置につきましては、沖縄市軍用土地等地主会館において土地等の調書及び図面を縦覧するところではありますが、その概要はキャンプ・シールズ全体の中では南西側部分に位置し、また、最寄りの県道26号線から北側約125mのところがございます。

(2)について、沖縄市知花曲茶原2291番の土地の形状につきましては、沖縄市軍用土地等地主会館において土地等の調書及び図面を縦覧するところがございますが、その概要を申し上げますと、南北に細長いほぼ四方形の平坦地でございます。

(3)につきまして、質問の「地相」が「土地のありさま、地形」という意味であれば、沖縄市知花曲茶原2291番の土地の位置及び形状については、沖縄市軍用土地等地主会館において土地等の調書及び図面を縦覧するところではありますが、その概要はキャンプ・シールズ

全体の中では南西側部分に位置し、また、最寄りの県道26号線から北側約125mの位置にあり、南北に細長い四方形の平坦地であります。

(4)について、植物にも「地相」があるかどうかにつきましては、承知しておりません。

(5)についてでございます。沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和52年法律第40号。以下「位置境界明確化法」という)に基づき、物証、古老等の意見をもとに字界、小字界を決めて、配列図を作成し、登記簿上の面積によって、面積案分で編さん図を作成、閲覧し、地主等の同意を得て現地に復元し、関係土地所有者が現地確認等を行い、土地の位置、境界を決定しました。

しかしながら、沖縄市字知花曲茶原においては、位置境界明確化法に基づく基礎作業、地図編さん作業、復元作業を終えているが、現地確認書に一部土地所有者が署名押印をしていないことから、国土調査の成果としての認証の申請ができず、登記の手続きができない状況にあります。

なお、過去の駐留軍用地特措法手続きにおきまして、収用委員会の裁決及び平成12年11月17日の建設大臣の裁決におきまして、本件土地を含む字等の区域とこれに隣接している字等との区域の境界は、確定していること。

本件土地を含む字等の区域内で、本件土地とその隣接地との境界を除き、すべての土地の境界は関係土地所有者において確認済みであること。

本件土地と隣接地との境界について、隣接土地所有者は全員、位置境界明確化法の所定の手続きにより確認済みであること。

さらには、本件土地所有者は、隣接所有者と本件土地の位置境界について争っていないこと等から現地に即して特定できる状況にあると判断されているところでございます。

○当真会長 続いていきます。第4のトリイ通信施設については、申請が取り下げられて審理対象から外れておりますので割愛いたします。

続いて第5、キャンプ瑞慶覧について、1、各土地ごとの具体的使用状況を明らかにせよ、ということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本件裁決申請に係る土地の使用状況につきましては、宜野湾市字普天間後原939番は通信隊隊舎用地、同市字安仁屋前原491番は排水路敷地、道路敷地及び倉庫用地、同492番は隊舎敷地、北谷町字大村玉代勢原6番は隊舎用地及び駐車場敷地、同19番は隊舎用地及び道路敷地、同町字大村城原352番は資材置場用地及び排水路敷地、同町字大村山川原503番は倉庫用地、同523番は倉庫敷地、同町字北前石平原839番は道

路敷地、駐車場敷地及び排水路敷地、同町字北前横嵩原933番は売店敷地及び道路敷地、同943番は家族住宅敷地、道路敷地及び排水路敷地、同951番は家族住宅用地及び道路敷地、同952番は道路敷地及び駐車場敷地、同963番は家族住宅敷地、道路敷地及び排水路敷地、同971番は道路敷地及び駐車場敷地、同町字北前伊波川原1021番は家族住宅敷地及び排水路敷地、同町字北谷東前田原784番はグラウンド用地、同町字北谷正徳原1234番は教会用地及び排水路敷地として使用しております。

○**当真会長** それでは2、教会用地、グラウンド敷地、ゴルフ場用地まで保持しなければならないのか、その合理的理由についてということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 教会、グラウンド、ゴルフ場は日米安全保障条約の目的達成のため、駐留する米軍人、軍属及びその家族の日常生活に必要な施設でありまして、それらの各土地と隣接する他の土地とともに施設全体と一体となって有機的に機能し、施設及び区域の形態をなし、駐留する米軍がその任務及び役割を果たすため、維持及び運用されているものであります。

○**当真会長** 続いて3、排水路敷地はいつから排水路となったのかということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本裁決申請に係る土地にある排水路の設置時期につきましては、当局でその記録を有しておりませんので、承知しておりません。

○**当真会長** それでは続いて4、排水路にはどのような物質が流されるのかということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本裁決申請に係る土地にある排水路につきましては、雨水排水路として使用されているものと承知しております。

○**当真会長** 続いて5、土壌は汚染されていないのか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 土壌に汚染があるかどうかにつきましては、承知しておりませんが、本裁決申請に係る土地にある排水路につきましては、コンクリート等によって修復されていることから、土壌への汚染はないものと考えております。

○**当真会長** 続いて6、敷地内の米軍用の住宅は、だれが費用を負担して建てたのか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 地位協定第24条第2項の規定に基づき、我が国の負担により建設されたもの、及び米国自らの資金を投じて建設されたものがございます。

○**当真会長** 続いて7、住宅やグラウンドを削れば返還できる土地が生ずるとは思わな

いのか、ということでもあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) ご指摘の住宅やグラウンドに係る用地につきましては、日米安全保障条約の目的達成のため、駐留する米軍人及びその家族の日常生活に必要な施設であり、これらの各土地と隣接する他の土地とともに施設全体と一体となって、有機的に機能し、施設及び区域の形態をなし、駐留する米軍がその任務及び役割を果たすため、維持及び運用されているものであります。

なお、平成18年5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」におきまして、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設及び区域が統合され嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能とされており、特に部分返還等とされているキャンプ瑞慶覧につきましては、できるだけ多くの面積で返還されることが重要との観点から、米側と協議を行っているところでございます。

○当真会長 それでは続いて第6、嘉手納飛行場についてであります。

1、施設内に存する建物工作物の種類、数量、滑走路の本数、長さ、幅について、ということでもあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本裁決申請に係る土地につきましては、建物は事務所1棟、家族住宅8棟、隊舎1棟、工場1棟がございまして、また、工作物は囲障、舗床、下水、水道、照明装置、電力線路等があります。

なお、設備及び区域内の国有財産は、建物では事務所建90棟、住宅建520棟、倉庫建110棟、工場建31棟、雑屋建82棟、計833棟であり、工作物は囲障、舗床、水道、下水、照明装置、通風装置、消火装置、通信装置、電力線路、土留、橋梁等であります。

嘉手納飛行場の滑走路は二本でその長さはそれぞれ約3,700m、幅は約60mと約90mと承知しております。

○当真会長 2、エンジン調整場の位置はどのように変更されたのか、ということでもあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当該施設及び区域には航空機のエンジンテストのサイロの騒音防止対策といたしまして、日本側が提供した2カ所のエンジン調整場、消音装置6基が設置されております。これらの場所は当該施設及び区域全体の中で南西側部分及び北東側部分に位置しております。

○当真会長 3、飛行場離発着する飛行機の種類、1日当たりの離発着回数について、ということでもあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当該施設及び区域はアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されているものでございまして、その運用、管理等はアメリカ合衆国が行っているため、当局としてはその詳細について承知していないところでございます。

○当真会長 4、配備されている航空機の種類、個数について、ということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 第18航空団のホームページに掲載されている情報等によりますと、当該施設及び区域を管理する第18航空団では、主にF15戦闘機54機、KC-135空中給油機15機、E3-空中警戒管制機、1から2機及びHH-60ヘリ10機が運用されておりまして、また、その他のテナント部隊が運用するKC-130特殊作戦機及びP3C対戦哨戒機といった航空機を含めると約100機の航空機が運用されているものと承知しております。

○当真会長 5、施設の使用目的、使用条件についてであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当該施設及び区域の使用主目的及び使用条件は、公表されているところでございますが、その使用主目的は飛行場とされているところでございます。また、使用条件は陸上施設の保安のため、使用される第1水域とクリアランスゾーン及び小型船舶の泊地として使用される第2水域が常時使用されているところでございます。

○当真会長 6、現在、同施設から発生する騒音の程度ということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 土地所有者側のご質問の内容につきましては、使用の裁決申請にあたって提出することとされております裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申し立てにあたって提出することとされている明渡裁決の申立書及びこれとともに提出されることとされている書類に記すべき内容等と、かかわりのない事項であり、また、収用委員会が権利取得裁決及び明渡裁決において裁決しなければならないとされている事項のいずれにも該当しないものであることから、審理に馴染まないものと考えておりますが、参考までに申し述べますと、嘉手納飛行場周辺で実施している住宅防音工事の助成対象区域である第1種区域指定後の航空機騒音の実態を把握するため、滑走路両端付近2カ所を含む同飛行場の周辺、計14カ所に航空機騒音自動測定装置を設置し、常時、騒音の発生状況等の測定調査を実施しておりまして、この結果につきましては、当局のホームページにおいて掲載しているところでございます。

○当真会長 7、PCB汚染物質は除去されたのか、ということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 質問の具体的な位置が特定されておきませんので、回答することはできませんが、在日米軍施設及び区域については、日米地位協定第3条に基づき、在日米軍がその管理運営を行っておりまして、施設区域の使用に際しては環境の安全

を含め、公共の安全に妥当な配慮をはらうこととされております。

さらに、在日米軍は環境に関し、日米の関連法令のうち、より厳しい基準を選択すると
の基本的な考えの下で「日本環境管理基準」を作成し、これに基づいて環境管理行動をとっ
ているものと承知しております。

○**当真会長** 8番は、照屋秀傳さんの質問であります、質問内容が(1)から(7)ま
でございます。私が読み上げますので、個別でご回答をお願いします。

(1) 私の土地はどこにあって、近くにはどんな施設がありますか、ということでありま
す。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 沖縄市字森根角石西原191番の土地の位置につきましては、
沖縄市軍用土地等地主会館において、土地等の調書及び図面を縦覧しているところであり
ますが、その概要は嘉手納飛行場全体の中では中心部より東側部分に位置し、沖縄市空港
通り側ゲート、第2ゲートから北西方向約1.5km、沖縄市知花側ゲート、第3ゲートから南
西方向約1.5kmの位置にございます。

当該土地の近くには隊舎、食堂、診療所などがあります。

○**当真会長** (2) 私の土地の上には何がありますか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 照屋秀傳氏の所有する沖縄市字森根角石西原191番の土地
につきましては、嘉手納飛行場の住宅地区の家族住宅敷地として使用しております。

○**当真会長** (3) 私が施設に入りたい場合、どんな手続きが必要ですか。立ち入りは認め
られますか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 米軍施設及び区域の公的な立ち入りを希望する場合は、
平成8年12月2日の日米合同委員会合意に基づく立ち入りのための申請において、立ち入
りを予定する施設及び区域を管理する合衆国の軍隊に対して直接行うものとされておしま
す。なお、立ち入りが認められるか否かにつきましては、米軍の裁量によることとなつて
おります。

○**当真会長** (4) 私と土地の賃貸者交渉をしましたか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 照屋秀傳氏所有の土地につきましては、平成17年4月7
日の使用裁決及び明渡の裁決により、平成22年12月31日までの使用権原を得ているところ
であります、同裁決の日以降、平成19年3月13日、平成20年3月5日、平成20年7月7
日、平成20年7月8日及び平成20年4月10日の5回、当局職員が同氏宅を訪れ、同氏に対
し賃貸借契約による使用を依頼いたしました、どうしても合意を得ることができなかつ

たところでございます。

○**当真会長** (5)日本の平和とか、安全とか言いますが、本当に日本の安全になっている飛行場ですか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 当該施設及び区域は日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に供するため、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域であります。

○**当真会長** (6)嘉手納ラプコンとは何ですか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 嘉手納ラプコンとは、嘉手納飛行場の管制官がレーダーで航空機を誘導、管制する業務であり、対象空域は嘉手納飛行場から半径約90kmと久米島の周囲約50kmで、沖縄本島のほぼ全域が入ります。

なお、この業務につきましては、平成22年3月31日をもって沖縄本島空域及び侵入管制業務を米側から日本国に移管されているところでございます。

○**当真会長** (7)私の土地はいつ返還してくれますか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 嘉手納飛行場の一部として使用されている照屋秀傳氏の土地につきましては、アメリカ合衆国から返還されるまでの間、使用されるものと考えられます。

○**当真会長** これで2010年3月4日付けの求釈明の申立書の釈明を終了しまして、続いて2010年3月26日付けの知念忠二さんの求釈明の申立書、伊江島補助飛行場についてのうち、まだ釈明が終わってない部分の釈明に移りたいと思います。

4番からいきたいと思います。

4番、黙認耕作地の実態について、面積と軍用地全体に占める比率、使用状況(家屋数、耕作者と面積等)を説明してほしい、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** これも先ほどと同じ答えになるかと思いますが、本件裁決申請に係る土地につきましては、黙認耕作地及び家屋は存在しないものと承知しております。

なお、本件裁決申請に係る土地以外の提供施設区域内に黙認耕作地及び家屋が存在していることは承知しておりますが、具体的な使用状況については承知しておりません。あえて申し上げますと、平成17年2月3日の公開審理におきまして、伊江島補助飛行場内には約140戸の住宅が所在していると回答したところでございますが、その後の調査は行っていないことから具体的な戸数は把握していないところでございます。

○**当真会長** 5、中飛行場の使用実態と今後の計画があれば示してほしい、ということ
であります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** ご質問の中飛行場を伊江島補助飛行場と読み替えるとするならば、同飛行場は日米安保条約の目的達成のため、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されているものでございまして、施設及び区域に関する日米合同委員会合意によりますと、使用主目的は補助飛行場空対地射爆撃場及び通信施設とされておりますが、当局はその使用実態及び今後の計画について承知してないところでございます。

○**当真会長** それでは続きまして7、同演習場(補助飛行場)は1976年(昭和51年)7月8日、第16回日米安保協議委員会で移設条件付き返還が合意されている。その経緯・理由を説明願いたい、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 沖縄県における米軍施設及び区域につきましては、昭和47年5月の本土復帰に伴い、引き続き87施設が提供されましたが、県をはじめ関係市町村及び県民はこれらが産業の振興、都市圏の形成等に影響を及ぼしているとして、整理縮小を強く要望。その結果、日米両政府は、第14回、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会において、63件の返還について了承され、伊江島補助飛行場については、昭和51年7月、第16回の日米安全保障協議委員会において、「移設措置とその実態に係る合意の成立後、返還される施設及び区域」とされたものであります。

なお、移設措置につきましては、現時点においては具体的な見通しが立てられている状況にないものと承知しております。

○**当真会長** 続いて8、演習場の運用状況を日本国憲法に照らしてどう考えているか、ということであります。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 本件につきましては、審理に馴染まないものと考えておりますが、あえて運用状況を申し上げますと、伊江島補助飛行場に係る本裁決申請の土地については日米安保条約の目的達成のため、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されているものでございまして、施設及び区域に関する日米合同委員会合意によれば、使用主目的は、補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所とされているところでございます。

○**当真会長** 知念忠二さんの釈明申立書については、前々回ですか、1、2、3、6については、釈明が終了していることから、今回4、5、7、8について釈明の回答をして

いただきました。

それでは続きまして、2010年8月23日付けの求釈明の申立書に移りたいと思います。釈明事項が4点ございますので、個別で釈明回答をお願いします。

まず、嘉手納飛行場についての追加ということですが、1、沖縄防衛局は2010年7月28日の使用の裁決の申請理由説明書の1、裁決申請理由についての中で、「土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られるよう努めてきたところですが」とありますが、上記2筆の地主たちと賃貸借契約の合意を得るために、いつ、どのように努めたか具体的に明らかにすること。なお、同野理原381番の地権者、城間勝に対しては合意を得るよう努めた形跡がない、ということでもあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当局といたしましては、土地所有者との合意により賃貸借契約を締結して、施設及び区域を使用することを基本としており、従来から一坪共有地の所有者を除く土地所有者については、賃貸借契約交渉を毎年行っております。

今回の駐留軍用地特措法に基づく裁決申請にあたりまして、いわゆる一坪共有地主を除く土地所有者の方々に対しては、駐留軍特措法手続き開始前の平成20年2月から7月までの間に賃貸借契約をお願いしたところではありますが、残念ながら契約に応じていただけなかったものであります。

なお、一坪共有地主の方々につきましては、戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っていること承知しており、使用についての合意が得られる見込みがないと客観的に判断し、賃貸借契約についての交渉は行っておりません。

○当真会長 続いて2、沖縄防衛局は、那覇防衛施設局当時、1987年5月15日以降の使用権原を得るために、上記2筆の地主たちに直接訪問の上、「契約の合意」を得る交渉を行ってきた。また、その後の使用権原切れに向けても同様に交渉を行ってきたが、現在は方針を変更し、全く交渉を行っていないと思われる。方針変更の日時と理由・法的根拠を明らかにすること、ということでもあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当局といたしましては、土地所有者との合意により、賃貸借契約を締結して、施設及び区域を使用することを基本としており、平成8年度は在来地主及び一坪共有地主のすべての方々に対し賃貸借契約に関する意思を確認するため任意交渉を行いました。契約の合意が得られた方はごくわずかでありました。

民法第252条によりますと、共有持ち分の過半数の同意があれば賃貸借契約は可能である

が、同法602条の期間を超えた賃貸借契約については、同法第251条の処分行為に相当するとされていることから、共有者全員の同意が必要でございます。

当局は、駐留軍用地の賃貸借契約期間を民法604条の規定に基づく20年としておりまして、中頭郡嘉手納町字東野理原350番及び同381番の土地についても賃貸借契約期間は長期の「処分行為」として考えておりますが、仮に、賃貸借契約期間が5年という短期の「管理行為」であるにせよ、共有持ち分の過半数の同意が必要であり、平成8年度に行った任意交渉の結果や、共有持ち分取得に係る取得等を踏まえますと、客観的にみて少なくとも共有持ち分の過半数の使用についての合意が得られる見込みはないと判断いたしまして、平成8年度以降の任意交渉を行っておりません。

○当真会長 続いて3、沖縄防衛局側は、上記2筆について1987年5月15日以降の使用期限切れに際して、その都度、その間に死亡した地権者の相続登記を職権で行い、裁決申請等の手続きを行っているが、今回の分も含めて、その都度の相続を受けた人数を明らかにすること、ということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 前回、平成17年7月7日の裁決に係る手続きから今回、平成22年7月の裁決に係る手続きまでの間に、相続により新たに地権者となった人数は412人であります。

昭和62年以降、新たに相続により地権者となった人数は、平成10年5月19日の裁決に係る手続きにおいては約290名、平成17年7月7日の裁決に係る手続きにおいては、約350名であります。

○当真会長 続いて4、沖縄防衛局側は、上記3で相続を受けた地権者に対して一切「契約の合意」を得る交渉を行っていないと思われるが、その理由・法的根拠を明らかにすること。ちなみに、この人たちは、一坪反戦地主会の会員ではない、ということであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当局といたしましては、土地所有者との合意により、賃貸借契約を締結して、施設及び区域を使用することを基本としており、平成8年度は在来地主及び一坪共有地主のすべての方々に対し賃貸借契約に関する意思を確認するため任意交渉を行いました。契約の合意が得られた方はごくわずかでありました。

民法第252条によりますと、共有持ち分の過半数の同意があれば賃貸借契約は可能であるが、同法602条の期間を超えた賃貸借契約については、同法第251条の処分行為に相当するとされていることから、共有者全員の同意が必要でございます。

当局は、駐留軍用地の賃貸借契約期間を民法604条の規定に基づく20年としており、中頭郡嘉手納町字東野理原350番及び同381番の土地についても、賃貸借契約期間は長期の「処分行為」として考えておりますが、仮に、賃貸借契約期間が5年という短期の「管理行為」であるにしましても、共有持ち分の過半数の同意が必要であり、平成8年度に行った任意交渉の結果や、共有持ち分取得に至る経緯等を踏まえますと、客観的にみて、少なくとも共有持ち分の過半数の使用についての合意が得られる見込みはないと判断し、任意交渉を行っておりません。

○當真会長 2010年8月23日付けの釈明申立書については、これで終了ということにさせていただきます。

続きまして茂野俊哉さんから求釈明、これは平成22年9月13日受付の求釈明申立書に移りたいと思います。なお、茂野さんからは釈明と共に収用委員会に対する意見もあります。これについてはご意見があったということで承っておきたいと思います。

まず、釈明事項を読み上げますので、少し長くなりますのでお聞きください。

大謝名東原の共有地は職権登録を繰り返された結果、毎回、地権者の数が増えています。前回の強制使用裁決時に、この土地の共有者が776人であり、そのうち職権登録により、新たに加わったのが113人であることが報告されています。過去には1996年10月14日の裁決時に38名、2002年4月26日の裁決時に49名が同じように登録されたことが明らかになっています。

この当該の土地を任意交渉から除外した理由は、起業者側としては、共有者が多く、過半数の地権者の合意を得ることが難しいからとしているようです。

しかし、起業者側は所有者の意思を確認せず、職権登録という形で相続者を決め、権原を複数地権者に分割して登録することを繰り返しています。そして、それらに機械的に契約拒否地主として扱っています。

このように、起業者側は毎回、大謝名東原の契約拒否の共有地主の人数を増やし続けています。どうせ過半数の合意を取れないのなら、契約拒否の地主が何人増えようとか関係ないのでしょうか。このことは、起業者側が理由説明にあげている、契約への合意の努力と矛盾すると考えられます。

なぜ、契約拒否地主の人数を増やす行為をあえて続けているのか、説明されたい、ということでもあります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 土地収用法の手続きにおける沖縄県収用委員会による裁

決手続開始の嘱託登記に当たって添付すべき登記原因証書は、裁決手続開始決定書であるが、この決定書の記載と登記簿上の不動産との表示や権利の表示が異なるとき等の場合には、起業者が同決定書を代位原因証書として、所要の代位登記を完了した後に、裁決手続開始の登記の嘱託をすることとなります。

このため、裁決手続開始の嘱託登記に際し、登記名義人の方が死亡され相続登記がなされていない場合には、法定相続人を特定し前提登記を行っており、土地収用法に則って手続きを進めるためやむを得ない措置であることをご理解願いたいと思います。

○当真会長 以上で茂野さんの平成23年9月13日受付の釈明申立書の釈明を終わります。最後になりますが、同じく茂野さんと土地所有者代理人側の2010年12月9日付けの釈明の申立書に移ります。

これについても茂野さんから収用委員会への意見等がありますが、これについても意見があったということ承っておきたいと思います。

それでは、釈明事項に入りますが、1、普天間飛行場における夜間飛行の騒音被害について、住民から要請を受けていることが明らかになっているが、過去2年間において住民からいつどのような要請があったか。米軍にはいつ、どのような改善を要請したか。米軍からはいつ、どのような回答があったか、以上、明らかにされたい、ということでありませう。

○長嶺英光代理人(起業者側) 普天間飛行場の航空輸送につきましては、周辺地域住民に対する影響をできるだけ少なくするよう、平成8年3月の日米合同委員会において、22時以降の飛行の制限、沖縄における慰霊の日等の飛行の自粛などを規定した航空機騒音規制措置が合意されておりまして、当局は、米側に対し類似の機会をとらえて、当該騒音規制措置を遵守するよう申し入れを行っているところでございます。

普天間飛行場につきましては、普天間米軍基地爆音差し止めと、請求控訴事件の那覇地裁判決を踏まえまして、当局長から在沖米海兵隊基地司令官に対しまして、騒音規制措置の遵守の申し入れを行っているところでございます。

このほかに当局は、各種学校の入学試験、入学式、卒業式、また、慰霊祭、旧盆などの地元行事等への配慮について、これら重要な行事が行われている場所、上空の飛行を控えるよう毎年8月頃に米側に申し入れを行い、特に試験日等の詳細が判明次第、文書でもって米側に照会しているところでございます。米側からは適切に対処したいとの回答を得ているところでございます。

また、周辺住民等から苦情が寄せられた際は、当局から米軍に対し苦情のないよう及び市街地上空を飛行する際の配慮等について申し入れを行っているところでございます、いずれにいたしましても、今後とも米側に対し、航空機の運用にあたっては可能な限り地元へ与える影響を最小限にとどめるよう、様々な機会を通じて働きかけていく考えでございます。

○当真会長 それでは続いて2、2009年6月3日、求釈明書第1の11において、「本施設における薬剤、化学物質の使用実態を明らかにされたい」という項目があるが、貴職は米軍にも問い合わせをせず、不明という回答をしている。

米軍が当該施設内で使用している薬剤すべてについて明らかにすることは困難ではないと推測され、土地所有者側が薬剤名を特定して聞く必要は合理的にも考えられない。改めて使用薬剤名を含む薬剤・化学物質の使用実態を米軍に問い合わせ、回答されたい、というものであります。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本件につきまして、在沖米海兵隊外交政策部に平成22年12月16日に照会したところ、平成23年1月14日、海兵隊の関係部署と調整した結果、この種の情報につきましては、米国の情報公開法に基づいて土地所有者ら代理人が米側の情報公開事務所に直接問い合わせるようにとの回答がございました。いわゆる請求した本人が直接、海兵隊本部所属の情報公開事務所に問い合わせてくださいとのこととございました。

○当真会長 以上ですべての求釈明事項についての回答が終わりました。これまで提出のあった求釈明事項に対する回答をすべて行ってもらいました。

この後、引き続きこれまでの回答に対する関連質問、それから意見陳述等があればそれを進めていきたいと思いますが、ちょうどそろそろ2時30分近くになってきておりまして、休憩時間を15分程度とする予定でございますので、特になければ休憩の後に関連質問を行いたいと思います。

それでは、15分程度休憩して、2時45分から再開します。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時44分 再開)

○当真会長 それでは、再開いたします。

先ほどの求釈明及びそれに対する回答についての関連質問等に入りたいと思いますが、その前に冒頭で仲山代理人からご質問があった件について、簡単に経緯をご説明しますが、今回、牧港補給地区も含めて多数の収用対象地がございます。時間的な制約等もありまし

て、全部を調査するということはできませんので、収用調査対象地については、当収用委員会が内部で基準を定めて、それに従って選定を行っております。どういうものかというのと、例えば多数の共有地であるとか、それから地籍の未認証地であるとか、異議が付記されているなどです。それから、1人の方が複数地を所有されている場合は、そのうちの1筆にさせていただくとか、そういう基準を立てまして、客観的な形で選定することとしております。

今回、牧港補給地区の関係では、その方は2筆所有されておりました、複数所有者ですので1筆ということで選定させていただきました。

事前にこの土地を調査してもらいたいという要望があれば、それはある程度反映できるかもしれませんが、今回はちょっとそういう事務的な手続きができなかったという点があります。

ただ、それはもともと土地所有者が立ち入りができなかったのが今回が初めてであります。事務作業の段階では立ち入りができるかどうか自体、不明でありまして、立ち入りを前提にしてどの土地を選定するかということについては、なかなかそこまで事務的な連絡なり、作業ができないという状況であったということでありまして、ということでありまして、その方については2筆のうち1筆を選定したという形になっております。

今後、再度、立入調査をするかという点については、これまでの審理のスケジュール等もございますので、当収用委員会としては、再度の立ち入りということは現段階では考えておりません。以上です。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 代理人の仲山です。

今、同一の施設に複数の土地を持っている方については1筆を選定したと、そういう基準だということのようですが、嘉手納飛行場で土地を持っている眞榮城玄徳さんについては複数の土地をみんな見てもらったという話なんですね。それがどうして眞榮城さんだけ基準が外れるのか、それが当然だと私は思うのですが、それが1点。

あと、内間さんについては2筆あれば1筆だということは、事前にこちらは何も聞かされていないんですよ。そういう内部基準があれば、そういう内部基準がありますので、複数あるどの土地をあなたは見たいんですかという形で、事前に地主の意向を聞くのが当然ではないでしょうか。どういう基準で収用委員会は2筆のうち1筆だけ選定されたのか。内間さんは収用委員会が準備した土地については、そこについてはそんなに關心はないと。むしろあと1筆の土地のほうが、より強い關心を持っているということで、極端に言うと、

それはもう立入拒否しました。再度の立ち入りというふうにおっしゃっているのですが、こちらは内間さんについては立ち入りしておりません。そのぐらいは聞いてすぐわかることでしょ、電話1本で。どうしてそういう形で収用委員会はされなかったのか、どうなのか。その2点についてお答えください。

○当真会長 最初の眞榮城さんについては、ちょっと不確定なことです。現段階での予測としては、先ほどの選定の基準の複数の基準がありますから、それにそれぞれ当てはまった、結果、複数になったのではないかと考えております。つまり、そういう意味での基準のうち、あてはまるのが2つあったのではないかとというふうに、今のところ考えています。これはちょっと確認しますが。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今の言っている意味がよくわかりませんが。

○当真会長 つまり基準が、例えば地籍の未認証地であるとか、異議が付されているとか、そういうのも基準になるんです。当然、複数地の場合は1筆とか。ですからそこにそれぞれの基準にあてはまれば、お1人の方が複数の土地の調査に立ち会うということもあり得るということです。

あと1つのご質問は何でしたか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 2筆のうち、どうして1筆を選定されて、それを地主の意向を聞かなかったのか。どういう基準で収用委員会が2筆のうち、どういう基準で決めたのか。地主の意向を電話で確認したらすぐわかることですから。どうしてされなかったのか。

○当真会長 冒頭に申し上げましたように、今回、地主さんが立ち入るといのが初めてです。これは収用委員会が粘り強くお願いした結果、代理人だけではなくて地主さんも入れていただくということになったわけです。ですので、今回については、土地所有者が立ち入りできるかどうか。これ自体、正直言ってわからなかった状態で、事務的な防衛施設局に対するやりとり等が済んでいるんですね。あらかじめこの土地を立ち入りしたいということで申請をすることになりますので、その点では今回そういう意味での聴取をしていないのは確かなんですけれども、土地所有者の立ち入りが初めてだということで、その連絡がまだ地主さんに対する意向確認をするというところまでいかなかったと、そういうことであります。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 立ち入りが可能だとわかった時点で地主の意向確認をするのが筋だというふうに私は思っておりますが、それは今後について、そのあたり配

慮していただきたい。

ただ、確認したいのは、複数の土地がある場合に、例えば防衛施設局なり米軍が、1筆に限ってほしいという話であったのか。それとも収用委員会が米軍や施設局の意向とは無関係に基準を設定したのか、否なのか。内間さんの場合、2筆あるのですが、そのうち1筆については米軍なり施設局が拒否して、そこはだめだから、あと1筆だというふうになったのかどうか。そこだけはっきりさせていただきたい。

○当真会長 防衛施設局なり米軍が選定に関与するということはありません。拒否するとか、そういうことはありません。あくまでも純粹に事務的な作業として収用委員会の中で選定作業をして、それを申請をあげるというところですので、米軍が拒否した、あるいは防衛施設局が拒否をしたということはありません。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) わかりました。

それを踏まえて最後に要請をいたします。

土地について現地を見たい、その利害関係を最も有するのは地主本人です。収用委員会ではありません。地主の意向を聞かずに収用委員会で勝手にそういう基準を設けること自体は、私はこの審理の本質から言って妥当ではないと思っております。そういう意味で、今後やるときは地主の意向を聴取していただきたい。希望を聞いてそれを前提に立ち入りを行っていただきたい。今回、収用委員会が地主本人の立ち入りのため尽力されたことは、大いに評価したいと思っておりますが、やはりそうであればあるほど地主の意向も尊重しながら、今後、あと何年後か知りませんが、また当然あることとなりますので、そのあたりを収用委員の皆さんにもぜひ配慮していただきたいということを強く希望を申し上げて、この問題についてはこれで終わります。

○当真会長 はい、ご意見承りました。

それでは、お名前をどうぞ。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 私は伊江島補助飛行場の地主で知念忠二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、前回も伊江島の補助飛行場に強制使用されている自分の土地について、8項目の求釈明事項を提出をしまして、質問をいたしましたわけでありまして、やはり時間の都合上、残してしまいました。残してしまいました分について、つまり2010年3月26日付けの私の求釈明申立書の中から4項目から8項目、つまり6項目は自主的に私自身が前回質問しましたので、割愛、削除しまして、4、5、7、8については、私に代わって土地収

用委員会会長が先ほど、防衛局に質問したわけであります。

私は、防衛局の先ほどの答弁については全く納得がいきません。ということで、私この場で再び求釈明を行いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、4項目の黙認耕作地の実態についてでございますが、この項目で申し述べておりますように、私が知りたいのはその実態でございます。しかし、先ほどの防衛局の答弁は私の質問に全く答えていないといっても過言ではないと思います。

したがって、仕方がないから私自身の調査に基づいてお聞きをしたいと思います。つまり、伊江村当局の資料を用いての私の調査でございます。

具体的に申し上げますと、黙認耕作地が全軍用地の32%、ちなみに全軍用地の面積を申し上げておきますと、伊江島の22.0幾らかの平方キロの全面積の実に35%が伊江島は軍用地ですよ。この軍用地の中の32%がいわゆる黙認耕作地なんです。そして、防衛局が否定している、つまり家屋は存在していないと言っておりますけれども、その伊江村の公式資料によりますと、黙認住宅地というのがあるんですよ。米軍用地の中に黙認住宅用地、これが25%を占めているんです。合計しますと、黙認関係の軍用地が住宅のある地域を含めて57%なんですよ。それで、補助飛行場という名目で、私に言わせれば美化している名目ですが、そういう名目で美化しているように思われる補助飛行場ですが、実際は演習場。この演習場の面積が41%なんです。そして、あとの求釈明にも出てきますが、中飛行場です。これが1%、そして、その他道路関係で1%で、100%、35%の100%になって黙認関係の面積は57%ということになっているんです。黙認住宅地については後で聞きますけれども、こういうふうに黙認耕作地、黙認住宅地は、先ほど申し上げましたように、全軍用地の過半数をはるかに超えている。こういうことをみた場合に、黙認耕作地の実態というものを知らうとせざるを得ないんですよ。なぜこんなに多く黙認耕作地、そして、その中に住宅もつくっている地域がある。これは一体何の目的なのか。防衛省はどういう目的で、また、米軍はどういう目的でこういう事態を今回まで、今日まで続けてきているのか。これは地主だけではなくて、沖縄県民が、とりわけ周辺に住んでいる伊江島の住民が知りたいところなんですよ。このねらいは、目的は何ですか。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお話しましたように、黙認住宅地については詳細については承知していませんということでお答えした中で、平成17年2月3日の公開審理において、伊江島補助飛行場の140戸の住宅が所在するということを回答したところでご

ございますけれども、その後の調査を行っていないということで具体的な戸数は把握していないということを先ほどお答えしたわけでございます、もともと伊江島補助飛行場につきましては、施設面積として約800万㎡、そのうち私有地の面積が約613。さらに私有地の地主の合意を得ることができず、駐留軍特措法を適用したのが90筆の22万8,996。所有者数が約38名ということでお答えしまして、あくまで伊江島補助飛行場は、施設の使用目的としましては、当然、日米安保条約の目的達成のためにアメリカ合衆国がその使用を許される施設及び区域として提供しているところでございまして、その使用主目的は補助飛行場、空対地射爆撃場及びその通信所として使用されているところでございまして、パラシュート降下訓練、空対地射爆訓練及び重量物投下訓練の使用状況につきましては、同飛行場の管理・運用はアメリカ合衆国が行っているため詳細については承知しておりませんというような答弁でございます。

○當真会長 どうぞ、知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 私は先ほど来、防衛局が説明なさっている安保条約に基づく云々と、これが理由で使用しているんだということは、これは説明で頭に入っておりますよ。ところが私が聞いているのは、こんな膨大な面積を黙認耕作地、あるいは黙認住宅地にしておいて、なぜ私たちの土地を強制使用してまで演習場を維持する必要があるのかという観点から、そんな膨大な面積の黙認耕作地及び住宅地は何の目的のために、これはそういうふうになっているのか。これを聞いているんです。ところがあなたは詳細は知らない、米軍しか知らない。無責任ではありませんか。私たち地主というのは、私は前回申し上げたと思いますが、強制的に、しかも銃剣とブルドーザーで土地を取られ、家を焼かれて以来、死ぬ思いをして現在まで生きてきているんですよ。そういう中で、私たちに苦しみを与えるためのこういう演習場のための土地強制使用というのは、まかりならんという、そう主張している地主に対しては、誠意をもって答えるのが政府の努めではありませんか。そういう点では詳細は知らない、何のために黙認耕作地がこんなに膨大に確保されているか、これは米軍のやることと、これでは通れませんよ。これから調べる意思はありますか。お答えください。

○長嶺英光代理人(起業者側) いわゆる黙認耕作地の分布状況ということで、特に契約拒否地についてということで、前にご質問がございましたので、それをお答えしますが、本件裁決申請に係る土地につきましては、空対地射爆撃場、短距離離着陸訓練場及びパラシュート降下訓練場として使用されているものでございますが、黙認耕作地として使用さ

れているものはないものと承知しております。

○當真会長　　どうぞ。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者)　　同じ答えしか返ってこないんだけど、黙認耕作地として使用されているものはないと。ますます混乱して理解できませんね。現に名目は黙認耕作、その黙認耕作の名の下で現に農耕も許可されている。読んで字のとおりです。それから、その中に住宅もあると。これは現実なんです。なぜそういう現実が起こっているのかということについて聞いていますが、答えがないから時間の制約もありますし、前に進みたいと思います。

私たちは、先ほど申し上げましたけれども、この演習場は世界一危険な演習場であると思っているんですよ。と申し上げるのは、1955年3月、演習場を設置されて以来、基地の内外を問わず、幾多の事件・事故を米軍は引き起こしてきたからです。例えば、演習場を原因とする住民の死亡、重傷を含む事件・事故は120数件も数えているんですよ。あわや重大な事故にというような事故が場外でも頻繁に起きてきたのが現状なんですよ。

最近の例では、1月5日、降下訓練中の米兵が、フェンス外の葉タバコ畑に落ちましたね。だから住民は、いつ投下物や米兵が頭上に落ちるか戦々恐々なんですよ。

ちなみに、黙認耕作地内の住宅については、復帰前、米軍が民有地を勝手に軍用地と決めて線を引き、同場所への住宅建設を規制し、やむなく住宅建設をした者を弾圧した経緯があります。それでも住民は行く場所も住む場所もないじゃないか。自分の土地ではないかということ、やむなく住宅を建設したんです。米軍に抵抗してですね。これが現実なんです。

私の調査では、1969年9月現在、黙認耕作地内のこうした住宅は148戸を数えていますよ。したがって、これは住民の戦いの結果が刻印もされているということが言えるのではないのでしょうか。平成17年2月、防衛局が調査した段階でも104戸ですか。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　約140戸です。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者)　　お聞きのとおり約140を平成17年にも数えているということでしょう。だから私の調査による1969年の148戸とそんなに変わらないんですよ。これが伊江島の歴史なんです。だからこういうことを聞いているのであって、私は黙認耕作地に関して一般的な安保条約上、提供している云々を聞いているわけではないんです。そういう現実を見てきた場合に、演習場があるがゆえに伊江島の、まさに真謝、西崎と基地周辺の地域住民がどんなに苦勞を重ねてきたか。命を奪われ脅かされてきたか。

そして、住む家をつくる場合でも、先ほど申し上げたような、自分の土地でありながら基地の中に米軍と戦ってつくらざるを得なかった。こういう歴史があるんですよ。だからこういう危険な基地をいつまでも置いておくために、このような黙認耕作地や黙認住宅地が存在するとすれば、これは一大事なことなんです。だから聞いているんです。

こうした危険な演習場の実態、それをカバーするための演習場を、また、演習場を上回る黙認耕作地、同時に同住宅地の地域の状況、これに対する住民の闘いの足跡などをかんがみした場合に、るる申し上げてきたように、このような演習場は一日も早く政府、防衛局としても撤去すべき努力をするのが当然ではないでしょうか。明確に答えてください。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 多分、先ほどと同じ答えになると思いますけれども、当該施設及び区域は日米安保条約の目的達成のため、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供しているものでございまして、その使用主目的は、補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所とされております。

パラシュート降下訓練、空対地射爆訓練及び重量物投下訓練の実施状況につきましては、同飛行場の管理・運営はアメリカ合衆国が行っているため詳細については承知してないところでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今のものに関連して、代理人の仲山です。私から求釈明いたします。

まず、地主の知念さんが黙認耕作地の状況について求釈明したのは、伊江島補助飛行場の中に膨大な黙認耕作地、それだけではなくて黙認住宅地までであると。黙認耕作地や黙認住宅地があるということは、日常的にその土地が使用されてないことを結果として表しているわけです。そうであれば伊江島補助飛行場が軍事施設として、本当に必要な土地なのかどうか。必要な施設なのかどうか。そういう軍事施設としての必要性があるかどうか分からない施設のために、地主の土地が強制使用される必要があるかどうか。そういう観点で黙認耕作地の状況を聞いているんです。黙認耕作地や黙認住宅地の中に契約拒否地主の土地があるかどうかということではないんです。そういう観点で黙認耕作地や黙認住宅地の状況を聞いているので、そのことについて審理とは関係ないということは許されないと。それが1点。

あと1点は、提供施設なので運用管理は米軍にある。だからパラシュート訓練や射爆訓練や重量物投下物訓練の実施状況については、私たちは把握していませんという回答があ

りました。その回答は伊江島補助飛行場ではなくて、それ以外の土地についても何回か出てきています。そこで釈明をさせていただきたいと思います。

皆さんは、提供をするのは国です。提供した後は管理権が米軍にあることはそれは間違いありません、地位協定上。しかし、提供した後は米軍がその土地や施設をどのように使っているのかということについては、全く承知していないという趣旨なんではないでしょうか。

それともそれは、伊江島補助飛行場や、先ほど答えたものだけなんではないでしょうか。これは日米安保条約の根幹にかかる政府の責任の問題にかかわってきます。そこでもう一度重ねて釈明いたしますが、提供した後は、それがどのように使われるか、日本政府は関知しない、知らない。そういう回答でよろしいのでしょうか。それはすべての米軍基地についてです。そうであれば、これは国会でも重要な問題になると思いますので、明確に教えてください。提供者の責任として、それがどのように使われ、それが国民や住民にとってどのような影響を与えるのか。それをチェックするのは、私は当然だと思っておりますが、皆さんはそういうことは私たちの関知しないということで明言されるのかどうか、はっきりさせてください。

○長嶺英光代理人(起業者側) 全施設と言いましたけれども、まず、伊江島に限定して回答いたしますと、先ほどと同じになりますが、伊江島補助飛行場につきましては、当然、日米安保条約の目的達成のためにアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供しているところでございまして、その使用の主目的は補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所とされておりました。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) そんなことはわかっていますよ。何度同じことを言うんですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) パラシュート降下訓練、空対地射爆訓練及び重量物投下訓練の実施状況について、その詳細については我々としては承知していないというようなところでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 私は承知していないということを前提に質問しています。同じ答えなんかしないでいいです。もう、5、6回以上聞きました。その後のことを言っているんです。明確にお答えください。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどと同じ答えになりますが、いいんですか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 同じ答えを言ったってしょうがない。私はそのことを前提に、承知していないのはどうしてなのか、それが政府の方針なのかどうかを聞いて

いるんです。

○長嶺英光代理人(起業者側) 政府の方針は、私一言ではお答えできませんけど。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) あなたも政府の職員でしょう。

○長嶺英光代理人(起業者側) 要するに具体的には詳細については承知してないということですよ。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 皆さん、米軍に尋ねたことあるんですか。そういう状況についてどうなっていますかと尋ねたことあるんですか、ないんですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) パラシュート降下訓練について、例えば何回ほどやりましたかということはいかがでしょうか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) そうだったらそう答えればいいでしょう。承知してないとおっしゃるから。

○長嶺英光代理人(起業者側) 詳細については承知してないと。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 詳細じゃなくて知っている範囲で今答えてください。射爆訓練についても重量物投下訓練についても。今、3つありましたよ。パラシュート訓練については詳細は知らないけれども、尋ねたことはあるとおっしゃったでしょう。そうならその結果を教えてください。

そして、射爆訓練についてはどうなのか。重量物投下訓練についてはどうなのか。それぞれ3つ、別々に教えてください。

米軍に尋ねたことがないというのなら、尋ねたことがないでいいですよ。

○長嶺英光代理人(起業者側) これについては、もし、仮に次回米軍に確認してお答えできるんだったらお答えしたいと思っております。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) では、次回に答えていただくということで、それで現在までは米軍には尋ねてないということですね。これまでは。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 担当が実際おりまして、担当はちょっと来ていませんので、私もお答えできませんけれども、担当に確認しないとちょっとわからないところがございますので。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) あなたは責任者として、これは内部の問題ですよ。いちいち把握されていないということですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 要するに求釈明の中でこういうことが実際ないものだから

ら、私としては。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 求釈明にあるから私は聞いているんでしょう。とんでもないですよ。求釈明がないですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 我々としては詳細については承知していないという形で今お答えしたところであると。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 私は詳細じゃなくて、知っている範囲で答えてくださいと言っています。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今年度は確かに1月5日ですか、先ほど知念さんが言った訓練をやったことは事実、1回は知っています。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) では、いずれにしろ次に米軍に尋ねて答えるということによろしいですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) ということは、これまで60年間も米軍に尋ねていないんじゃないかというふうな、そういうことを思わせるような回答だというふうに受けとめます。

○當真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 私の求釈明4項目は以上にいたしまして、5番目のほうに私のほうから、この場での質問をさせていただきたいと思います。

中飛行場の実態と今後の計画についてでありますけれども、防衛局は誤解をしているのか、あるいは避けているのかわかりませんが、中飛行場というのは演習場内にある、いわゆる射爆撃場となっている飛行場とは違うんですよ。この飛行場も真ん中の飛行場、中の飛行場も演習場内にある飛行場と同じように射爆撃をするためとか、あるいは降下訓練、あるいは物資の投下訓練をやるためとか、そういうことになりますと、この飛行場は民間開放されているのと同様に伊江島の人々が車も人間も、そして産業活動にも活用しているところですから、こういうふうになると恐ろしいことなんですよ。そうなりはしないかということもあって、私は真ん中の飛行場の実態と今後の計画について説明してくださいと言ったんですよ。しかし、演習場内にある飛行場と同じ実態を、先ほど答弁なさっていましたね。これは大変なことだと思いますけれども、やはりここで明確にしてもらわないといけないと思いますので、再度質問をしたいと思います。

私が、なぜ同飛行場について聞くかと言えば、次の理由があるからであります。第1に

演習場内の飛行場は、兵隊や物資の投下訓練に使われておりますが、2年に1回、滑走路を打ち壊して即座に改修する訓練を米軍は行っております。その塵芥、ごみが飛んできて、西崎部落などの住民被害はひどいものでありますけれども、それはさておき、これは米軍が他国に侵攻したときに備えて、滑走路づくりの演習をしているんですね。

また、同管理部隊を演習場近くの真謝部落地域に移転しようとしていることです。前回、私に取り上げました。そして、各種演習の強化を狙っていることが背景にあるのではないかと。こういうことを心配するからなんです。これが第1です。

第2は、政府が常に伊江島を基地の移設先に狙っていること。1989年でしたか、ハリヤー基地もつくりましたね。また、小泉内閣は2005年4月、辺野古での海上基地建設が住民、県民、そして心ある多くの国民の反対運動で不可能になったとき、伊江島補助飛行場を移設先に挙げましたね。もちろん私たち反戦地主は反対を明確に表現しました。

また、民主党鳩山政権は、公約に違反し、官房長官が昨年2月でしたか、普天間基地の移設先探しで、伊江島の上空から同補助飛行場を視察したこともありましたね。防衛局、承知しておられるでしょう。以上の経過からみて、今、民間地域とほとんど同じになっているこの中飛行場を含め、演習場を中心に伊江島の米軍基地を強化しようとしているのではないのでしょうか。そういう意味で、中飛行場について具体的にお答え願いたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今、中飛行場というイメージで言っていますけれども、これほどこの飛行場のことを言っているんですか。

○當真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それでは、防衛局のために私のほうからご説明申し上げたいと思います。

伊江島には戦前、1945年の沖縄戦以前に、その最中に2つの飛行場が日本軍によってつくられました。現在は民間空港となっている飛行場と、それから、今、私が中飛行場と言っているこの2つの飛行場が、日本軍によってつくられ、米軍が戦が終わったら、ただちに改修をして、本土爆撃のために使用しました。これが1点です。

もう1点は、現在の皆さんが補助飛行場と言っている演習場のある地域に米軍が新たに飛行場をつくったんですよ。合計、伊江島には日本軍がつくった飛行場が2つ。そして米軍がつくった飛行場、現在の演習場内に1つ。合計3つの飛行場があるんです。そういう

ことですね。その3つの飛行場の中の真ん中の飛行場は、まだ軍用地になっているんです。もちろん米軍機も降りるし、民間機はもちろん降りません。たまには米軍機は使用しています。でも、ここは真ん中の飛行場というのは、ほとんど民間地域と同じように自由に使われている場所なんです。しかし、その場所が軍用地となっていて、米軍の飛行場となっているために、やはり危険性もあるし、今後の問題点もあると。今後の計画について、先ほど申し上げた理由からそういうことで聞いているんです。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 多分、答えは同じになると思いますけれども、伊江島補助飛行場につきましては、日米安保条約の目的達成のためにアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されるものでございまして、施設及び区域に関する日米合同委員会合意によりますと、使用主目的は、補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所とされているところございまして、その使用、実態及び今後の計画については当局としては承知していないところでございます。

○當真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 誠に情けないですね。政府を代表してあなたは答弁しているんですよ。地域住民は生きるか死ぬかの瀬戸際で、特にあの演習場が設置されて以来やがて56年間、という思いで暮らしているんですよ。申し上げたように、演習場内にはさらにハリアパットを拡大して、MV-22オスプレイが来たときには、その演習場にも使われるんじゃないか。今、この演習場内のハリアパットの拡張工事はすごいものだそうですね。地主会のほうから伊江島の地主の謝花悦子さんと平安山良有さんが12月14日に立ち入りをして見たそうですけれども、あのハリアパットは相当拡大されているというではありませんか。私が前回申し上げた以上に、私が申し上げた何倍もの広さ、つまり従来の約10倍ぐらいの広さに今ハリアパットは拡張工事がなされ、ほとんど完成しているというではありませんか。こういうことを地主や地域住民が見てきたときに、民間地域と同様な中飛行場まで、そしてその北の端には、伊江島の米軍演習場管理部隊が真謝入口のほうに移転してくる動きもあると。こう見たときに、実に死活問題なんです。そういうことで詳細は知らない、承知してないというのは、これは許されませんよ。だから今からでも遅くない。これは中飛行場の実態、今後の計画、米軍ともちゃんと合い議をして調べて、当公開審理の場で答弁なさるおつもりはありませんか。よろしくお願いします。

○長嶺英光代理人(起業者側) 多分、現時点では米側のほうも多分、計画はなかろうか

と思いますけれども、もし、さらに計画を聞いてほしければ、また、文書で照会すれば照会したいと思います。

○当真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 頼りない答弁ですけれども、これは私のほうから文書で出す云々ではなくて、防衛局のほうから米軍に聞いて文書で土地収用委員会に提出するというのであれば結構でありますので、ぜひこういう努力をしていただきたい。部長の答弁は、そういうふうに善意に解釈しておきますので、やはりあなたも沖縄県民の1人として、また、日本国民の1人として、こういう死活問題がある地域については真摯に受けとめて行動していただきたい。そういうことを要望しておきます。よろしいでしょうか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 要望については要望としてお聞きしておきます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それでは、前に進めたいと思います。

これまでの防衛局の答弁について、一言感想を申し上げたいのですが、昔は蓄音機というのがありまして、プレーヤー、盤が壊れると同じ音がして、私たちは子供のとき「ヤンディ蓄音機と同じ(訳:壊れている蓄音機と同じ)」と。同じことをしょっちゅう言う人はそういうふうに言っていました。少なくともこういうような態度はとっていただきたくないというふうに要望して進めたいと思います。

それでは、変わった角度から私はこの問題について、取り上げたいと思いますけれども、中飛行場の問題については、いろいろ聞いてもあれですから、私は次のほうに移りたいというふうに思います。6項目については先ほど申し上げたとおり、割愛したいと思います。

7項目についてですが、これは求釈明にも書いてありますように、また、先ほど会長が読み上げて防衛局の答弁を求められたとおりでございます。

そういうことではありますが、伊江島の演習場が大変危険であるということ、そして、返還の合意が日米合同委員会で1976年7月8日になされたということも、これは住民や県民の意思、演習場を撤去してほしいという意思が背景にあったと思うんです。先ほどの答弁でも基地の整理縮小を希望する世論が沖縄にはあったと。それに基づいて日米合同委員会では審議の結果、伊江島補助飛行場、演習場について移設条件付きで返還をするということになったと、こういう答弁だったかと思いますが、そういうことももちろん背景にありますけれども、私は先ほど来申し上げてきているように、日米両政府にはこういう住民の切なる願いと同時に自分たちの思惑もあったと思うんです。例えば、米軍は他国に

侵攻、あるいは侵略するにあたって、それに備えてあの小さな島では危険極まりないと。彼ら自身危険だということで、演習をするときは海上にまでボートを浮かばせて、米兵が落ちたときには回収するというようなことまでやっているんです。こういうことでもありますから、もっと条件のいろいろとところがあれば移転したいと、これが米軍の本音ではなかったかというふうに思います。

しかし、どういう理由、つまり地域住民や沖縄県民の基地を整理縮小してほしい、演習場は撤去してほしいという背景があり、その場合にこれを逆手にとって基地の強化、条件のいい基地の確保をねらって米軍が動いて、日本政府も移設するというふうにも動いても、これは条件付き、つまり移設先を見つけてから移転するということでは解決しないと。すなわち移設条件付きの返還というのは、基地を未来永劫固定するに等しいということが言えるのではないのでしょうか。この移設条件付きの返還合意がなされてから、もう三十数年ではありませんか。

今、振り返って、私たちが、また政府がとらなくてはならない措置は、やはり私は全沖縄県民の意思に基づいて、つまり基地の県外移設は許さない、認めない。もちろん基地の県外移設を要求して、基地の県内たらい回しは認めないと。つまり、県内移設反対という立場に立つてこそ、私はその問題が解決するんじゃないかと、こういうふうに思うんです。したがって、防衛局をはじめ政府は、米軍基地の維持強化に血道を上げるのではなくて、やはり条件付きではなくて無条件で撤去を要求すると、この実現に努力するというのが筋ではないのでしょうか。ご答弁願いたいと思います。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 知念さんもすでにご承知のように、昭和51年7月に第16回の日米安全保障協議委員会の協議の場において、移設措置とその実施に係る合意の成立後、返還される施設及び区域と位置づけされているということについては、すでに承知していると思いますけれども、基地の提供云々にあたりましては、日米合同委員会で決めることをございまして、それで条件として、移設措置とその実施に係る合意の成立後、返還される施設区域とされたものをございまして、現時点では確かに具体的な見通しが得られていない状況ではございますけれども、合意としては一応されているというような状況でございます。

○当真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 見通しは立っていないということですから

ども、るる述べましたように、沖縄県における実情がそうでありますように、もう沖縄のどこにも基地を移しかえる場所はないんですよ。これは県知事以下、全県民の意思となっているわけでしょう。そういう中で、いつまでも見通しが立たない云々ではいかんわけです。

そこで見通しの立たない理由を明確にした上で、しかし、どういう理由であれ、無条件で演習場を撤去せよという要求は政府としてもできるはずですよ。これができない理由はどこにあるんですか、ご答弁ください。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもおっしゃいましたように、51年7月の第16回の安全保障協議委員会において、移設措置とその実施に係る合意の成立後、返還される施設及び区域とされているところでございますので、当局のほうからそれを壊すことはできません。要するにこの合意に基づいて、今後、米側と話し合っていくことになろうかと思っております。

○当真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) いくら聞いてもやはり具体的な答弁が返ってきませんので、変わった角度からお聞きをしたいと思います。

移設条件付き県内移設反対、つまり移設条件付きではだめだと。県内移設ではだめだと。そして基地のない沖縄をという要求は、今や私たち契約拒否地主のみならず、周知のように契約をしている地主のほうからも、この願いは強くなっているんですね。周知のように、元沖縄県軍用地と地主会連合会長の花城清善氏は、昨年12月と今年1月14日にNHK、そして今年1月10日に新聞赤旗とそれぞれインタビュー、基地問題の解決を訴える態度を表明しておられます。非常に重要な内容なので、全文紹介したいのですが、時間の都合上、私なりに抜粋し紹介したいと思いますので、ご了承を願いたいと思います。それは以下のとおりでございます。

「軍用地主の1人として、私は1983年から宜野湾市軍用地と地主会長、2002年から沖縄県軍用地と地主会連合会長として米軍基地を容認し、国との軍用地契約を通じて米軍基地の安定使用に協力してきました。私は、軍用地主として逡巡もありましたが、覚悟を決めました。今も在沖米軍司令部であるキャンプ瑞慶覧の兵舎になっている祖先の土地を取り戻すためにも声を上げようと決意している」ということです。

「強制的に奪われた自分たちの土地の補償だった軍用地料をめぐって親族で繰り返され

るいさかい。投資目的に高値で売買される軍用地。自分たちが提供してきた土地によって引き起こされる基地被害など、いつまで基地との共存を続けるのか、疑問を感じていました。もうこうした考えを変えるときではないか。この実態を政府と国民に広く伝えるときではないか。沖縄戦は地上戦でやりました。それが済んだら今度は米軍が占領を始め、銃剣とブルドーザーで私たち県民の土地が奪われ、米軍基地になったのです。復帰後は国の防衛のため、アジアへの貢献のためなどと、国の言いなりに軍用地料の契約をさせられてきました。県民はこうやって65年間、我慢させられてきたのです。もう限界です」と氏は淡々と語った上で、次のように結論を述べておられます。

「私は軍用地契約などで、防衛庁長官(当時)から感謝状も受けています。でも、もうこんなことを子や孫たちに継がせるわけにはいかない。これが日米安保50年の道のりならば、もう終止符を打たなければならない。独立国とは言えないですよ」と最後にははき捨てられております。

防衛局、氏の率直な見解、いかがですか。演習場をはじめ、すべての基地を撤去し、先祖伝来の土地を地主、県民に返せという要求は、いよいよ軍用地主の契約、あるいは拒否の壁を越えて共通する願いになっていることを示すことではないでしょうか。明確なご答弁を求めたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 花城氏の意見としては十分お聞きしましたけれども、現在も我々は沖縄県軍用地等地主会と実際にお話をしながら、現在、94%の方々からようやく同意を得ているところでございまして、また、軍用地地主会長からも今後ともお互いに協力していきましようという形でやっているのは、実情でございます。花城氏の話は話として、十分わかることはございますけれども、実態として沖縄県の土地連合会とも、実際、我々としては十分話し合いをしているところでございます。

○當真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 政府、防衛局にはいくら沖縄県民の切なる願い、希望を申し上げても聞く耳をもたない。こういうふうにしかな受け取れません。94%の軍用地主が契約しているということでもありますけれども、その中身は花城清善氏の意見の中にまさに表れているではありませんか。沖縄県民の苦渋の気持ちですよ。契約している人も、決して進んで基地に自分の土地を提供していない。返してほしいと願っている。これが明らかではありませんか。これが汲み取れないのが、今の政府のあなた方の情けな

い状態ですよ。これを私は申し上げて、もうちょっと前に進めたいと思います。

最後になりますけれども、8番目の演習場の運用状況を日本国憲法に照らして、どう考えていくかということについてですけれども、これについても先ほど会長からの質問に対しては、やはり安保を持ち出して、オウム返しに同じことを答弁しておりました。私はそういう答弁に納得しないから、再度質問をしたいと思うわけであります。

まず、なぜ憲法に照らして私が演習場の問題を政府に率直に聞きたいかということ、以下の理由があるからであります。

まず、対外的な問題については、やはり住民は憲法前文でいう「平和のうちに生存する権利」を否定されている。こういうふうに考えております。復帰前は演習による何人かの死者、多数の重軽傷者が出ました。当時の米軍も復帰に際しても我が政府も何の補償も行っておりません。基本的には復帰後も変わらない現状、現在に至るまで事件・事故が多発し重軽傷者及びその他の被害は続出しているのが実情ではありませんか。また、日常の恐怖も計り知れないものがあるわけであります。

したがって、演習こそ住民の生存権さえ奪いかねないものであり、直ちに演習を止めさせるべきではないでしょうか。また、米軍の行為は、国民は平和のうちに生存する権利を有するという憲法の規定にも違反するものではありませんか。

次の2番目に指摘をしたいのは、やはり対外的な側面からの問題であります。問題は演習の内容であります。曲がりなりにも安保条約でいう日本防衛、あるいは極東防衛ですね。そういうものにも反しているではありませんか。伊江島の演習場で訓練した米軍は、ローテーションで、イラク、アフガニスタンなど米軍の仕掛けた侵略戦争に従事していることは周知の事実です。この実態に照らしても、これは安保条約にさえ違反しているということが言えるのではないのでしょうか。そして、憲法9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦略はこれを保持しない。国の交戦権、これを認めない」、こうおごそかに宣言しているではありませんか。

したがって、米軍と日本政府が他国での戦争、侵略目的のために私たちの土地に演習場を設置し、使用することは憲法のこの条項に明確に違反するものではありませんか。

以上、2点聞きましたけれども、ご答弁願いたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本件につきましては、審理に馴染まないものと考えておりますが、あえて演習場の運用状況を申し上げますと、伊江島補助飛行場にかかる本裁決申請の土地については、日米安保条約の目的達成のため、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されているものでございまして、施設及び区域に関する日米合同委員会合意によれば、使用主目的は、補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所とされているところでございます。

○當真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 私の質問も最後になりましたけれども、最後に申し上げておきますのは、もう答弁なさってもいいし、なさらなくてもいいという思いで最後に発言したいと思います。

私たち地主は、もちろん私地主として、公共の福祉のために自分の土地を提供する場合がありますが、あり得ることも否定しません。しかし、今の私たちの土地は強制的に使用されてきて、人殺しのための、あるいは地主を含む地域住民の人権をじゅうりんし、生命まで奪ってきた、こういう生存権さえ否定してきた。奪ってきた基地であると。そういうものに私たちの基地が使われることは道理にも合わないし、また、日本国憲法に明確に違反すると。そういうことで私は、この件については政府は私たち地主の土地について、演習場を撤去し、そして私たちに土地を返すという方向で進んでいただきたい。そういう意味で、本土地収用委員会に出されている裁決申請は取り下げていくべきことは、政府のとるべき道だと思っております。そういう意味で、私たち地主は私たちの土地が演習場に使われることなく、そして、他国に対しても平和を脅かす存在になることなく、そして、私たちの人権や権利を守る上でも、やはり平和目的のために一日でも早く使われる姿になるように、そして、私たちが取り戻して生産の場に変えて、平和目的のために自分たちの命と暮らしを反映させるために私たちの土地が使われるようになるように、私たちはこれからもどんなに政府が冷たくても、どんなにアメリカがひどいことをやっても、これを跳ね返して闘い抜いていくことをここで申し上げて、私の求釈明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○當真会長 知念さん、ありがとうございました。

ただいま3時55分。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) すみません、伊江島補助飛行場についての関連質問です。

○當真会長 では、仲山代理人。

手短にお願いできますか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) はい。先ほどの会長がされた2010年3月4日の求釈明の申し立ての中で、伊江島補助飛行場、第8項、第16回安保協議会の返還合意は、取り消されたのか否かということについての釈明なんですけど、ちょっと早くてメモがとれてなかったのですが、これは2005年でしたか、06年、米軍再編によって、それは実質的に変わったという趣旨でしょうか。それともそのまま引き継いできているという趣旨でしょうか。

確か、その件について米軍再編との関係で、未来についてのロードマップの説明があったと思うのですが、ちょっとその関連がよくわからなかったの。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 16回安保協でもって、移設措置とその実施に係る合意の成立後、返還される施設及び区域とされているものでありますよと。しかしながら、この移設措置につきましては、現時点でより具体的な見通しが得られている状況にないという状況です。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 第16回安保協議会の返還合意は生きているということですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい、そうです。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) しかし、返還合意についての具体的な見通しが立っていないということですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) わかりました。そこで簡単に。

返還合意についての具体的な協議なり、進捗状況はどういうふうになっているのか。返還合意に見通しが立ってないとおっしゃったのですが、その立っていない具体的な理由は何なのか。そのあたりを教えてください。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 我々も今のところ、移設先につきまして、現時点で具体的な見通しが得られているという状況にないということしかわかりませんで、具体的に何が問題なのかというのは、今のところつかんでおりません。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 見通しがいいことについて、具体的にはわからないというのですが、それは皆さんのほうがそのあたりの担当所管ではないんですか。別のと

ころが所管だから自分たちが知らないということでしょうか。これは防衛庁なり、もう省に上がりましたかな、その防衛省の内部と米軍との交渉だと思うんですが、皆さん、その部局の1つですから、皆さんが知らないということはどうしてなのか。ちょっとよくわからないんですけど。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 合同委員会、公の場でその具体的な話が今出ていないというような状況だと。我々も詳細については、まだ承知していないと。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 合同委員会で議題にさえ上がっていないということなんですね。今のお話ですと。もちろん最終的に地位協定25条で、日米合同委員会で具体的に返還については協議することはわかっていますよ。そのことについて、1976年に返還合意はしたけれども、その後、具体的に日米合同委員会でそれが議題になっていない。だから具体的な見通しはわからないという趣旨でしょうか。それとも日米合同委員会で議題に上がったけれども、進捗状況がわからないという趣旨でしょうか。いかがですか。

○当真会長 はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 具体的な中身について、ちょっと持ちかねていますので、確認して次回、もし、お答えできるんだったらお答えしたいと思っております。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) では次回お答えすることを約束して、私の質問はこれで終わります。

○当真会長 よろしいですか。ちょっと時間になりますが。

○城間(嘉手納基地土地所有者) ちょっと確認になりますが。

○当真会長 手短にお願いできますか。はい、お願いします。

○城間(嘉手納基地土地所有者) 嘉手納の地主の城間と申します。

先ほどの嘉手納飛行場についての追加の求釈明で…。

次回にしたらという話がありますので、そうしたいのですが、ただ、これはどうしても皆さんが審議録を見てからやらないといけないということがあるんですが。

○当真会長 審議録は2、3週間程度では出てきますので、簡単であれば今でも結構ですが。

○城間(嘉手納基地土地所有者) 今、審議録との関係もありますので、明確に出してもらいたいということを2、3点言って、聞いておきましょう。

○当真会長 では、手短にお願いします。

○城間(嘉手納基地土地所有者) 私たち嘉手納飛行場の中の字東野理原381番地等の土地、これは私の共有地なのですが、この一坪反戦地主会の人たちの、いわゆる一坪地主と防衛局が言っているこの地主の2筆あるのですが、この2筆の土地について、1987年の段階で、これは私たちに対する最初の強制収用が行われたときなのですが、このときはみんな行って交渉をしているんですよ。これは10年間の強制収用をされたのですが、97年のときに皆さんは交渉したのかどうか。ここで言っているのは、交渉しなくなったのはいつなのかということです。そして変更した理由を明確にせよということを行ったのですが、このことは先ほど明確に回答しましたか。日時もやりましたか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 全部やっています。

○当真会長 ある程度回答したかなという記憶ですので、審議録を見ていただければ、ある程度はわかると思います。今のご質問はですね。

○城間(嘉手納基地土地所有者) では、審議録を見てから、また、やりましょうか。そうしましょうね。

○当真会長 はい。

それでは4時になりましたので、本日の審議を終了いたします。

次回の公開審理の日程ですが、平成23年3月17日、木曜日ですが、午後1時15分から会場はこの沖縄市民会館の中ホールを予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、前回から申し上げておりますが、公開審理は、次回で終了の予定ですので、皆様のご協力をお願いいたします。詳細は文書でもご通知いたします。

それでは、本日はお疲れ様でした。以上で終わります。

(午後4時3分 閉会)